

上灘線の路線退出に伴う代替交通手段の可能性について

項目	現状	代替交通手段①		代替交通手段②			代替交通手段③	(参考)
	路線バス(上灘線)	コミュニティバス						
		4条委託	市町村運営有償運送(1) (交通空白輸送)	4条委託	21条委託	市町村運営有償運送(2) (交通空白輸送)	市町村運営有償運送(3) (交通空白輸送)	福祉有償運送
事業主体	淡路交通㈱	洲本市						
運行事業者	淡路交通㈱	交通事業者(バス会社)		交通事業者(タクシー会社)			上灘連合町内会	社会福祉法人、NPO法人等
運行形態	定時定路線 (フリー乗降なし)	定時定路線(フリー乗降なし)を想定		未定			未定	未定
運行便数	1日3往復便	1日3往復便程度		1日3往復便程度			1日3往復便程度	未定
使用車両	専用車(バス) (乗車定員11人以上)	専用車(バス) (乗車定員11人以上を想定)		専用車(一般タクシー) or 洲本市で用意? (乗車定員11人未満を想定)			洲本市で用意 (乗車定員11人未満を想定)	洲本市で用意? (乗車定員11人未満)
運転手	淡路交通社員	バス会社社員		タクシー会社社員			住民ボランティア	
運転手の要件	事業者で対応	事業者で対応		事業者で対応			二種免許もしくは一種免許で 認定講習修了など	(福祉車両を使用する場合) 二種免許もしくは一種免許で 認定講習修了など
運賃	来川～由良保育園前:580円 来川～洲本バスセンター:880円	未定(定額?)		未定(定額?)			未定(会費制?)	未定(会費制?)
利用者	制約なし	制約なし		制約なし			制約なし	要介護者や身体障害者
補助	洲本市から補助 (7,652,000円/年間 約2,400円/利用者)	兵庫県と洲本市から補助 (予定)		兵庫県と洲本市から補助 (予定)			兵庫県と洲本市から補助 (予定)	洲本市から補助 (予定)
道路運送法	第4条(許可)	第4条(許可)	第79条(登録)	第4条(許可)	第21条(許可)	第79条(登録)	第79条(登録)	第79条(登録)
		許認可等に係る国への申請は、バス会社が行う	許認可等に係る国への申請は、市が行う	タクシー会社の乗合免許取得が必要	運行期間が1年以下のものが対象(近畿運輸局長公示)	許認可等に係る国への申請は、市が行う	許認可等に係る国への申請は、市が行う	
備考		みなと観光バス㈱を想定 (らん・らんバスと接続)		地元タクシー業者を想定 (一部、デマンドもあり?)				淡路地区福祉有償運送運営協議会に協議し、合意を得ることが必要
メリット	・プロの事業者が運行するため、安全性が確保される。	・プロの事業者が運行するため、安全性が確保される。		・プロの事業者が運行するため、安全性が確保される。 ・運行事業者の選択肢が広がるため、競争入札等によるサービス水準の向上が期待できる。			・運転手と利用者の距離間が近く、人と地域とのつながりが深い。 ・市の財政負担が比較的少ない。(県平均:赤字1,100千円/年間・ルート)	
デメリット	・市の財政負担が大きい。(約2,400円/利用者)	・利用が伸び悩み、市の財政負担が大きくなりやすい。(県平均:収支率28%、赤字3,600千円/年間・ルート) ※運行費用の大半を人件費が占めるため、バス会社やタクシー会社の別による費用の差は少ない。						・事業者に比べて安全面に不安が残る。 ・持続的な運転手の確保策。